

琉球大学学術リポジトリ

学校運営協議会委員の属性・意識・行動に関する研究：質問紙調査の結果から

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学生涯学習教育研究センター 公開日: 2011-08-16 キーワード (Ja): 学校運営協議会, コミュニティ・スクール, 生涯学習, ネットワーク キーワード (En): 作成者: 仲田, 康一, 大林, 正史, 武井, 哲郎, Nakata, Koichi, Obayashi, Masafumi, Takei, Tetsuro メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/21610

学校運営協議会委員の属性・意識・行動に関する研究： 質問紙調査の結果から

The Members' Attribution, Attitude and Behavior of School Management Committees: From the Result of Simple Tabulation

仲田 康一¹・大林 正史²・武井 哲郎³

要 旨

本論文は、地域運営学校（コミュニティ・スクール）を対象に、その校長と学校運営協議会の委員に対して行われた質問紙調査の結果をもとに、学校運営協議会委員の属性・意識・行動に関して、基礎的な知見を得ることを目的としている。検討の観点としては次の3点を設定した。①「どのような人が委員になっているのか」、②「彼／女らがどのような意識を持ちまた行動し」、③「どのような成果を挙げているのか」である。これらについて、質問紙調査の単純集計結果を示していく。

キーワード：学校運営協議会／コミュニティ・スクール／生涯学習／ネットワーク

I. はじめに

2004年に法制化された学校運営協議会は、保護者・地域住民が一定の権限と責任を持って学校運営に参加できる法制度である。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5には、当該学校の運営に関する事項に意見を述べるができること、教育課程の編成などの基本的方針を承認すること、職員の採用その他の任用に関する事項について任命権者に意見を述べるができること、という協議会の権限が規定された⁽¹⁾。

これに続く2006年12月には、改正教育基本法が、学校、家庭、地域の連携・協力の推進を宣言した。その13条は「学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする」と規定し、学校、家庭、地域住民に各々の役割と責任を自覚した上で、連携協力することを求めている。

他方、同法は生涯学習の理念も規定した。第3条では「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」としている。ここでいう生涯学習は、個人の学びの支援というこれまでの基調を踏まえつつも、「社会の要請」に対応した成果の活用を個々人に求めるものとなっている⁽²⁾。中教審は、「成果を適切に生か

¹⁾ 東京大学大学院生・日本学術振興会特別研究員

²⁾ 筑波大学大学院生

³⁾ 東京大学大学院生・日本学術振興会特別研究員

す」ために「学習成果を生かす機会の充実」を課題化し、「具体的には、地域全体による様々な学校支援活動や放課後対策、家庭教育支援等」として、地域と学校の連携推進に係る活動を成果活用の場として明示した⁽³⁾。そして、改正社会教育法（2008年6月）では、学校教育と家庭教育の両方にとって有益であること、それらの向上に貢献することを社会教育に求める、次のような3条3項の規定が加えられたのである。「国及び地方公共団体は（中略）学校教育との連携の確保に努め、及び家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするとともに、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるものとする。」このように、学校と地域の連携に関する諸実践は、生涯学習と学校運営改革の積集合領域を構成しうるものであり、学校運営協議会もその文脈で捉えられる。

ところで、学校運営協議会を関与する主体の面から捉えると、例えば「ナナメの関係」⁽⁴⁾という言葉に見るように、教員や保護者だけでないメンバーの参加など、その多様性が一つの特徴とされている。また委員の意識・活動の面から捉えると、先述した「地域全体による様々な学校支援活動や放課後対策、家庭教育支援等」、そして、授業ボランティア・地域行事・学校評価など、法の規定にとどまらない幅広い活動を行っていることも報告され、参加それ自体が参加者にとって生涯学習上の意義を有し、学校にとっても有用な多数の成果に結び付くとされている⁽⁵⁾。

しかし、こうした主張は、政策推進的立場や実践の報告からなされるものにとどまっており、制度は個々の自治体や学校の必要性から導入されてはいるが、前段落で示した主体と意識・活動の2側面に限っても学術的な実態の把握はまだ途についたばかりである。このような状況を踏まえ、本稿では①「どのような人が委員になっているのか」、②「彼／女らがどのような意識を持ちまた行動し」、③「どのような成果を挙げているのか」というシンプルな問いを立て、サーベイ結果を基に基礎的情報を提供していこうと考える。

より具体的に本稿の問いを述べる。まず、①どのような人が委員になっているかという問題について。ガバナンス機関の委員については、それが代表性を保っていることが必要である⁽⁶⁾。しかし、他国のガバナンス機関の実態として、たとえば英国の学校理事会について、そのサーベイによれば女性・低学歴層・労働者階級・エスニックマイノリティ等の過少代表（underrepresentation）状態が指摘されている⁽⁷⁾。翻って我が国では、属性変数を含む調査がこれまで存在せず、そうした観点が欠如していることを示している。これを補うため、本論文ではカテゴリ（保護者／地域住民／教員／管理職）・学歴・年収を取り上げ、委員の基本的な情報を把握する。加えて、学校に関わる諸組織の経験がどの程度あるかについても確認しておく（Ⅱ）。

次に、②彼／女らがどのような意識を持ち、行動しているのかという点について。この問いは、大きく2つに分節化される。第1に、委員がどの程度自らの意見を反映させているか；第2に、学校と地域のなかで委員がどのような活動に携わっているのか、である。後述するように、本調査は学校運営協議会の委員個人の回答を得たものである。上記2つの課題に関しては、これまで校園長を対象にしたアンケート調査で論じられてはきたが⁽⁸⁾、委員個人の回答からこれを論じた点に本稿の新規性がある（Ⅲ）。

③「どのような成果を挙げているのか」については、現時点で成果を明確に把握することは必ずしも容易ではない。従って、代替的指標として、次の2つについて言及する。第1に、委員個人がどのような成果を「認識」しているか（成果認識）、第2に学校運営協議会での活動を通じた組織コミットメントと職務満足といった委員の組織心理的側面である（Ⅳ）。

本論文で用いるのは、2010年2月に実施したサーベイ「学校運営協議会委員の属性・意識・行動に関する調査」のデータである。本調査は、筆者らが企画・実施したもので、2010年1月に全学校運営協議会設置校（468校）に対して調査票を配布したものである。内容は、校長票と委員票の2つに分かれる。校長票は、学校に関する基礎的データを記述するとともに、校長が学校運営協議会委員であっ

た場合にはそこでの自らの意識・行動を記載してもらった。委員票は、校長に依頼し、会議の場などで委員に配布をしてもらったもので、自らの属性・意識・行動を記載してもらった。それぞれ個別に厳封の上、第1筆者の所属する研究室に郵送してもらった。その結果校長票は116通、委員票は631通の回収を得た。

ここで回収率について付言する。校長票・委員票ではいずれも学校名の記入を求めたが、そこから把握される限りで回収された学校の数246/468校(52.6%)であった。このことは、一部の学校については委員票だけしか回収されていないことを意味している。当該学校における全学校運営協議会委員数は校長票において把握したため、校長の返送がなされなかった一部の学校については全委員数が不明である。それゆえ回収率も厳密には把握出来ていない。補足的な情報として、校長票が回収された116校分については全委員数1620人となっており、そのうち333人(26.4%)の回収がなされている。(仲田)

II. 学校運営協議会委員の属性

本章では、学校運営協議会委員の属性を確認する。ここでは、年齢、カテゴリ(保護者・地域住民等)、これまで経験した組織・団体、学歴、世帯年収について論じていく。

まず、年齢としては60代が最頻(28.0%)、次いで40代(27.7%)が多い(表1)。平均年齢は57.6歳となっている。

表1 委員の年齢

	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	平均
人数	1	29	173	119	175	119	8	57.6歳
%	0.2	4.6	27.7	19.1	28.0	19.1	1.3	

カテゴリとしては、図1に示したような項目を設定し、それぞれの人数を校長に尋ねた。その結果、校長が7.4%、教頭・副校長の割合が5.0%、教員は9.5%、保護者は20.5%、その他⁽⁹⁾は9.9%であるのに対し、地域住民は47.7%と、圧倒的多数が「地域住民」とカテゴリライズされるアクター群であった。

同様に学校運営協議会長のカテゴリについても尋ねたが、その結果89.4%が地域住民とカテゴリライズされるアクター群であった(図2)。このように、カテゴリ的には地域住民の優勢が見て取れる。

委員の学歴・世帯年収は図3のような状況になっている。

図3-1に見るように、学歴(管理職・教員を除く)は、四年制大学以上が46.2%、また短期高等教育では同じく19.1%となっており、高学歴層が集まっていることがわかる⁽¹⁰⁾。また世帯年収(管理職・教員を除く)についても、図3-2に見るように高収入層の割合が高いことが分かる。1000万円以上の多さ、200万円未満の少なさが突出している⁽¹¹⁾。

表2 委員の教職歴の有無

	無し	有り
人数	453	72
%	86.3	13.7

現在またはこれまでに経験した役員・委員・組織(複数回答)について尋ねたところ、最頻が「町内会役員」、次いで「青少年健全育成団体」「学校支援ボランティア」であった(図4;なおこの分析においても校長・教員は分析から除外している)。このように、学校と以前より関係を持つ人物が学校運営協議会委員として(再)結集されていることが見て取れる。

このように校長・教員を除外してもなお一定数小中高校教員や校長の経験について言及している人がいることから、校長・教員を除外した対象における教職歴の有無を確認したのが表2である。ここからは13.7%の素人委員が教職経験を有していることが分かる。日高和美が指摘するように、学校評議員は学識経験者など「教育に関する一定の専門性(理解および識見)」を有した委員要件が学校教

育法施行規則に示されているのに対し、学校運営協議会委員の場合、特に、保護者・地域委員については属性以外の要件は示されておらず素人性が高いとされているが⁽¹²⁾、上の結果は法規と実態に一定の乖離が存在する可能性を示すものである。

以上を総じて述べると、学校運営協議会には、教職経験者を一定程度含む形で、学校や地域において組織や役割を担う人物を再結集させていること、中高年が多く、彼/彼女らが学校教育に関わりを持つことで生涯学習上の意義を有しうることが可能性として挙げられる。他方で委員の属性を見ると、高学歴・高所得・地域住民が多く、それ以外のカテゴリが過少代表状況にとどまっているという課題が指摘される。つまり、学校運営協議会委員属性は、教員や保護者とは異なるアクターを連ねるといふ意味では多様なメンバーの確保につながっているが、社会的属性から見ればかなりの同質性を有しているとも評価される社会的構成を示しているのである。(仲田)

Ⅲ. 学校運営協議会における議論と委員の役割

本章では、学校運営協議会の委員がいかなる議論を展開し、学校と地域のなかでどのような役割を担っているのか、明らかにしていきたい。

はじめに「学校運営協議会であなたは自分の意見をどの程度反映させていますか」という設問に対する回答をまとめた結果が図5⁽¹³⁾である。「当てはまる」または「ある程度当てはまる」と答えた委員の割合に着目すると、学校運営協議会でいかなる議論が展開されているのか、次

図1 委員カテゴリ比

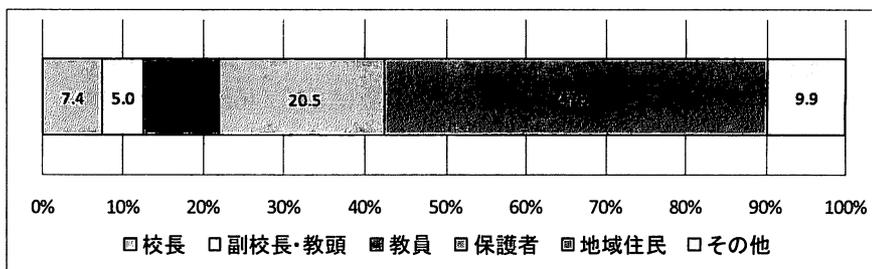


図2 学校運営協議会長のカテゴリ比

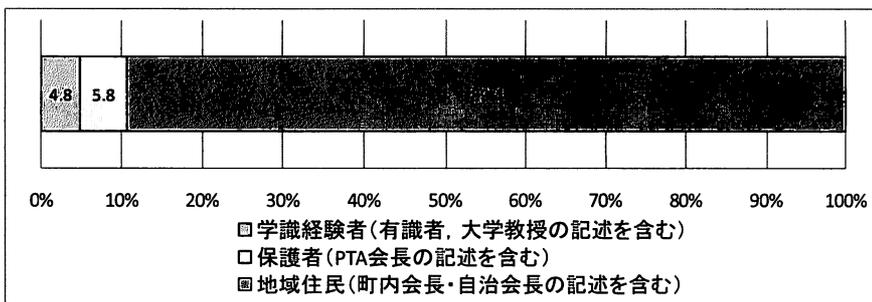


図3-1 委員の学歴(管理職・教員除く)

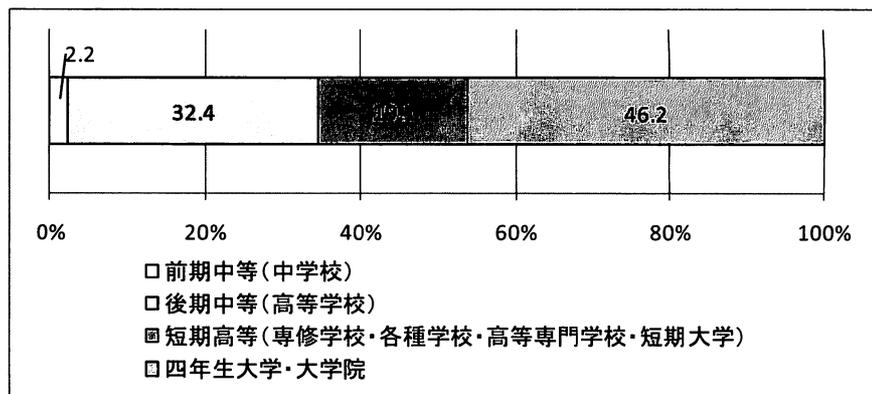


図3-2 委員の世帯年収(管理職・教員除く)

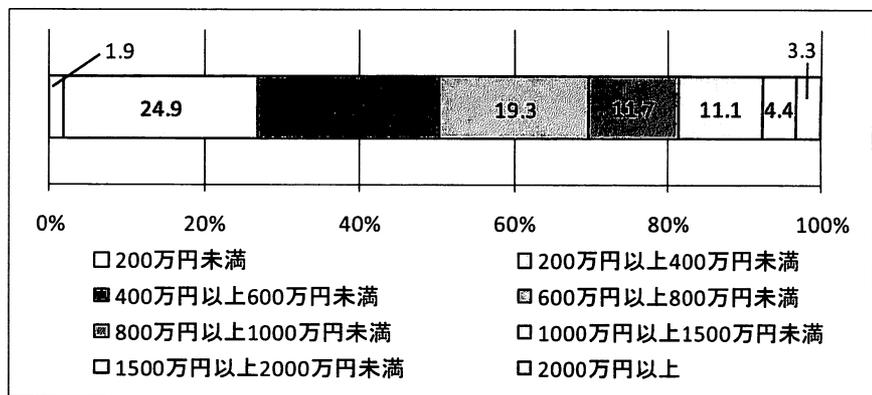
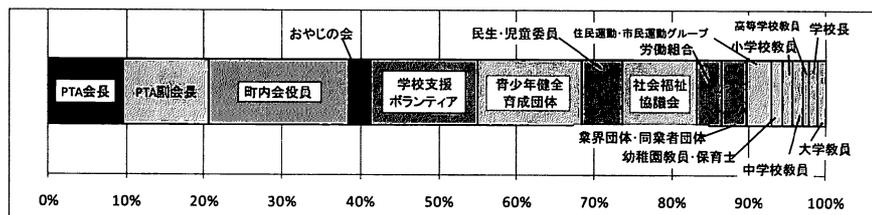


図4 委員が現在または以前に経験した委員・団体(複数回答)のグラフ



の2つの特徴を見出すことができる。第1に、「地域・保護者の巻き込み方」(72.2%)や「地域人材の活用」(68.9%)、「家庭教育に関する保護者の意識啓発」(60.9%)といった協議事項について、委員は自身の意見を反映させる傾向にある。学校支援や家庭教育支援に関する事項について、学校運営協議会は活発な議論を展開する様子が見られよう。しかし第2に、学校組織の経営そのものについては、そのテーマによって協議の活性度に差異があることが見て取れる。「学校評価」(71.2%)や「学校教育目標」(60.8%)、「学校経営方針」(56.3%)について委員は積極的に自身の意見を反映させる傾向にあるものの、「学校予算」(23.8%)や「教員評価」(21.0%)、「教員の校内人事」(13.7%)、「教員の任用」(12.1%)といった学校の予算・人事に関する項目についてその傾向は認められない。

次に、委員が携わる活動について尋ねた設問に対する回答をまとめた結果からは、学校運営協議会の委員自身が学校と地域のなかで担っている役割を推察することができる(図6)⁽¹⁴⁾。同じく「当てはまる」または「ある程度当てはまる」と答えた人の割合を見ると、「安全確保」(66.8%)、「行事運営支援」(64.2%)、「環境整備」(60.3%)といった学校を支援するボランティア活動に、委員自身が積極的に携わる傾向が見られる。また、「会計」(7.1%)や「書記」(8.2%)、「広報」(31.2%)など、学校運営協議会の運営そのものを委員自身が担うケースは少ないにもかかわらず、「家庭教育に関する保護者への意識啓発」に携わる委員は58.7%にのぼる。以上の結果から、学校支援や家庭教育支援について学校運営協議会で議論するだけでなく、委員が自らその活動に携わり、学校—家庭・地域を結節する役割を引き受けている様子が見て取れる。

まとめると、学校運営協議会では学校支援や家庭教育支援のあり方が活発に議論され、委員自身がその活動に積極的に参加していることが明らかとなった。学校や家庭を支援するボランティア活動と密接な繋がりを有する学校運営協議会は、生涯学習の成果を学校教育や家庭教育に接続させるための触媒となりうることが示唆された。(武井)

図5 学校運営協議会において委員が自身の意見を反映させる程度

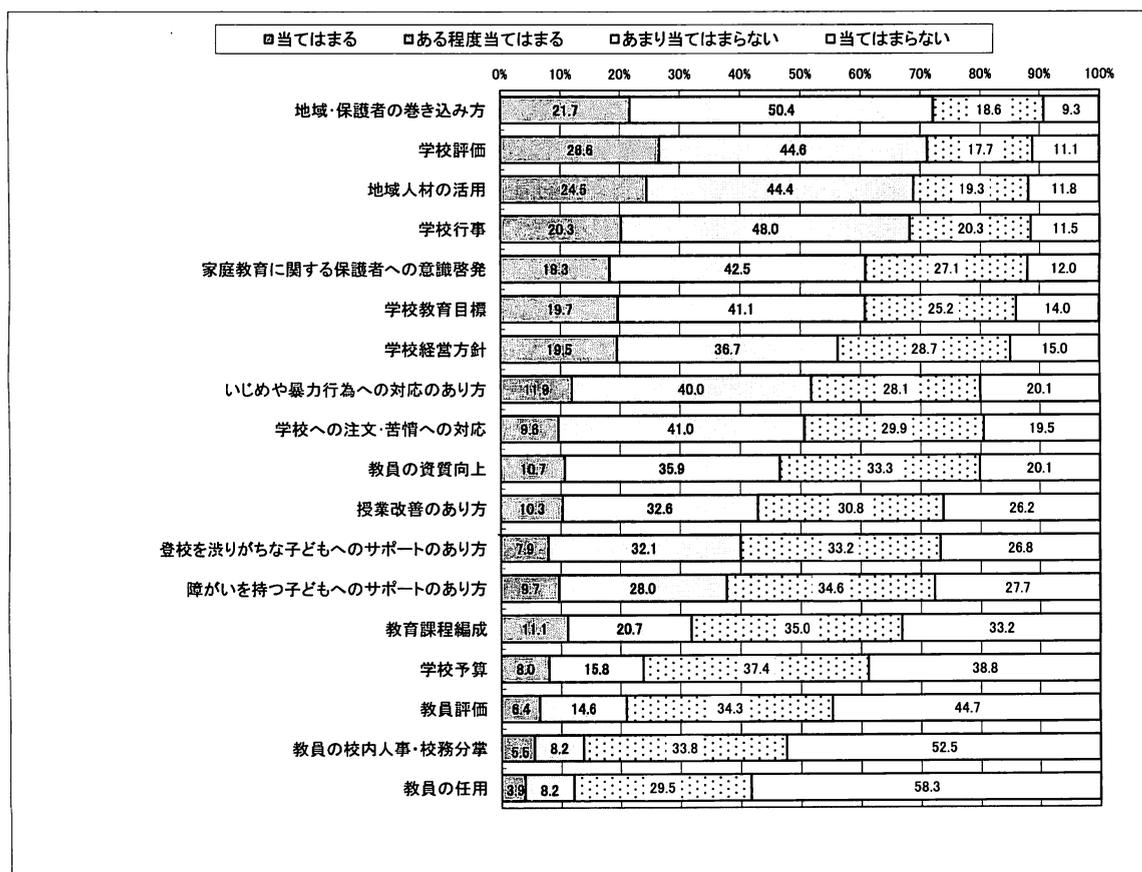
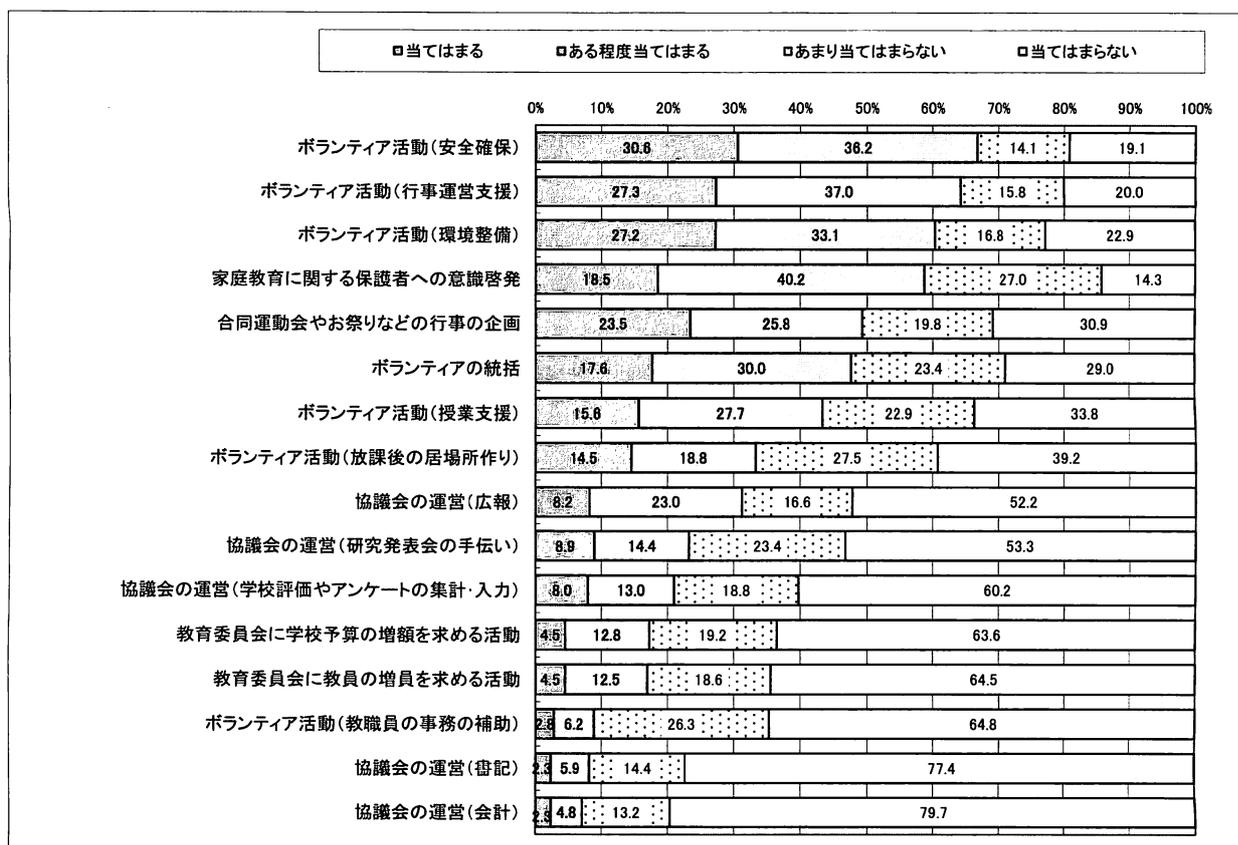


図6 学校運営協議会委員の携わっている活動



IV. 地域運営学校の成果認識と学校への組織コミットメントおよび職務満足

本章では、学校運営協議会の委員が、地域運営学校の成果をどのように認識し、学校にどの程度コミットし、学校運営協議会の職務にどの程度満足しているのか、を学習の観点を交えつつ述べる。図7は、「あなたは地域運営学校に指定されてから、学校や地域等にどのような成果が見られたとお考えですか」という設問に対する回答の結果である。以下、「当てはまる」または「ある程度当てはまる」と答えた委員の割合に着目する。

第1に、「学校が地域に情報提供を積極的に行うようになった」(85.8%)、「地域が学校の実態をよく理解するようになった」(78.0%)、「地域が学校に協力的になった」(80.6%)から、地域運営学校に指定されることによって、地域住民が学校のことを学習する機会が増加し、地域と学校の関係が良好になってきていることがうかがえる。

第2に、「学校が活性化した」(76.0%)、「特色ある学校づくりが進んだ」(73.1%)、「教職員の意識改革が進んだ」(65.4%)から、地域住民や保護者が学校に関与する機会が増えることにより、教職員が自らの意識を改革する、つまり学習を行うと同時に、学校がより活性化していることがうかがえる。

第3に、「保護者が学校に協力的になった」(59.5%)、「保護者が学校の実態をよく理解するようになった」(58.8%)、「保護者が教員を信頼するようになった」(56.8%)から、地域運営学校に指定されることによって、保護者が学校のことを学習する機会が増え、保護者と学校との関係が改善される可能性があると言える。

第4に、「園児・児童・生徒の学習意欲が高まった」(57.8%)、「園児・児童・生徒の学力が向上した」(51.0%)から、地域住民や保護者が学校に関与する機会が増えることにより、児童生徒の学習が充実する可能性があると言える。

第5に、「地域の教育力が上がった」(53.6%)、「地域が活性化した」(52.3%)から、学校運営協

議会の設置が、よりよい地域社会づくりに寄与する可能性があると言える。

図8は、委員の職務満足と学校への組織コミットメント⁽¹⁵⁾に関する設問の回答結果である。ここからは、以下の点が指摘できる。

第1に、「この学校のメンバーであることを強く意識している」(70.5%)、「この学校の一員であることを誇りに思う」(68.8%)から、多くの委員が、学校の一員だと感じていることがわかる。委員が学校の一員だと感じることで、教職員や児童から学ぶ機会が増加し、地域や職場で培われてきた経験や知識を、より多く学校教育に生かすことができるだろう。

図7 学校運営協議会委員による地域運営学校の成果認識（無回答除く）

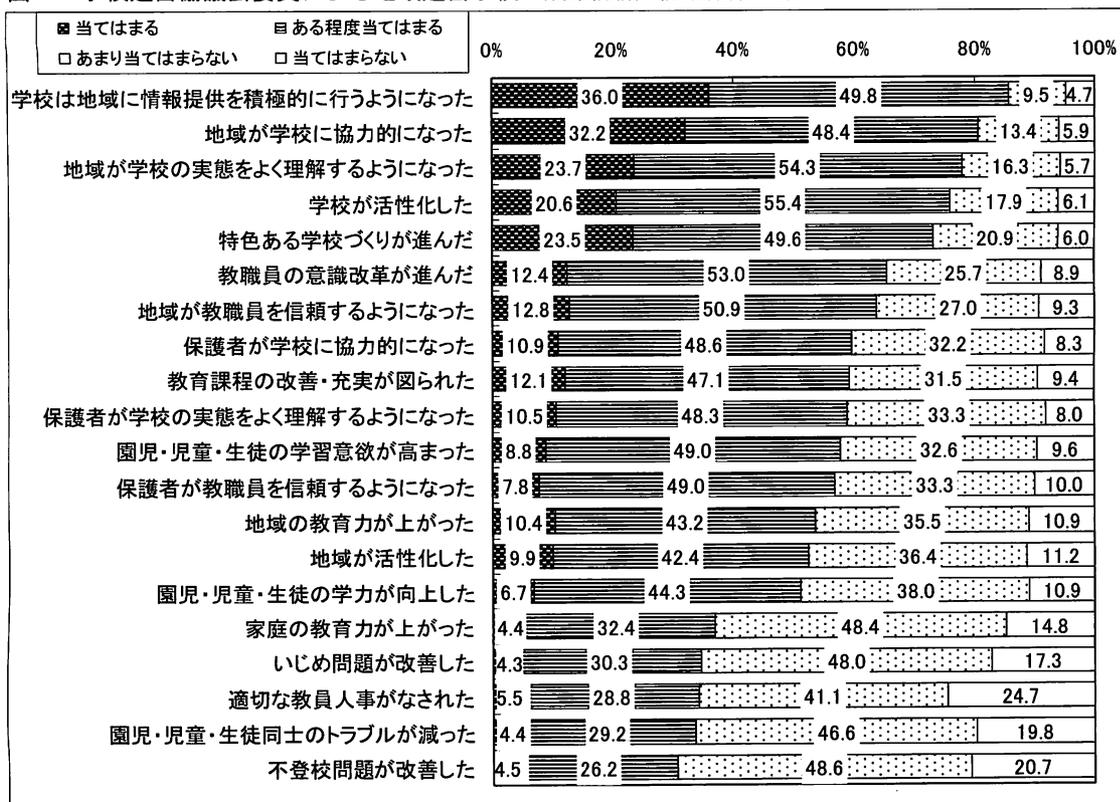
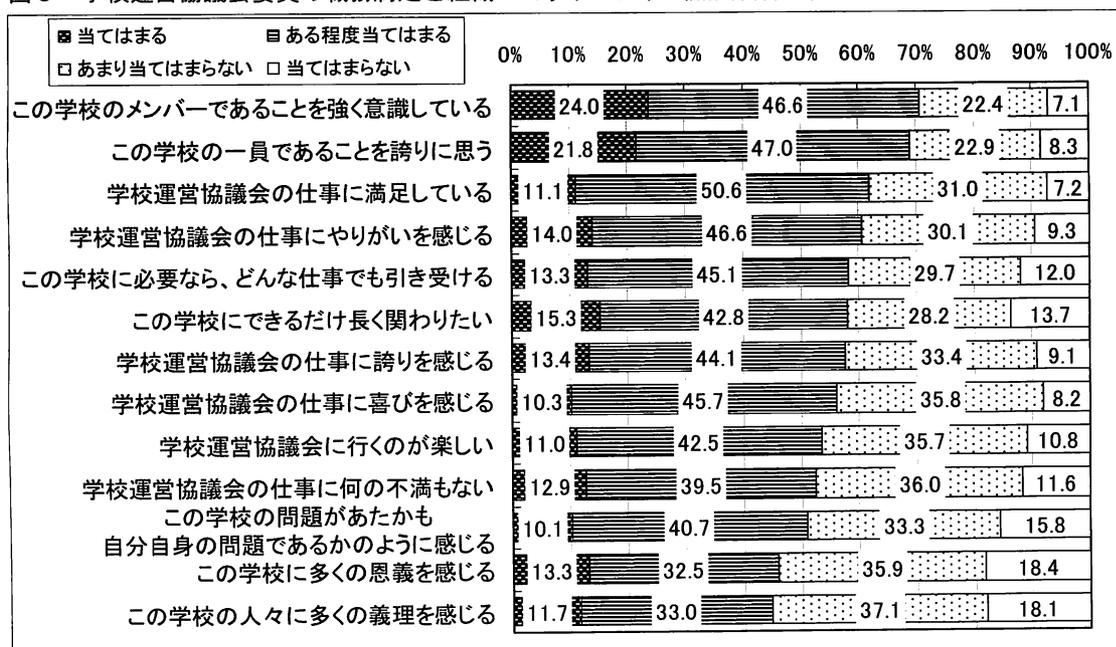


図8 学校運営協議会委員の職務満足と組織コミットメント（無回答除く）



第2に、「学校運営協議会の仕事に誇りを感じる」(57.5%)、「学校運営協議会の仕事に喜びを感じる」(56.0%)から、委員が培ってきた知識や経験を学校で生かすことや、学校での仕事を通じて学習することが、委員の誇りや喜びにつながっていることがうかがえる。

まとめると、学校運営協議会は、次のような可能性を持っていると言えよう。学校運営協議会が設置されることで、委員の学習する機会や、それまでの学習を生かす機会が増加する。同時に、教職員、保護者、地域住民相互の関わりが深まる。関わりが深まる中で、各アクターは互いに学習しあう。このことを通じて、各アクター間に良好な関係が形成される。以上のことを背景に、学校運営協議会は、児童の学習を充実させると同時に、よりよい地域社会づくりに寄与する可能性を持つことが示唆された。(大林)

V. 考 察

本稿では、学校運営協議会委員の属性と、彼／女らの意識・行動、成果について記述してきた。明らかになった点を振り返ると以下のようである。

まず学校運営協議会の委員属性を検討した結果、教職経験者を含める形で、これまで学校に対する関係を有してきたメンバーが多く、学校運営協議会は彼／女らを(再)結集させるものと推察される。他方、その結果としてか、学歴で言えば高学歴層・所得で言えば高所得層・カテゴリで言えば地域住民が多く、それ以外の属性を持つ委員が過少代表状況にとどまっていた。

彼／女らの意識・行動について検討を加えた結果、意見反映の度合いについては、学校評価をはじめ学校運営に参画しようとする委員の意識も確認はされた。しかし、学校の予算や人事など、法に規定された権限に直接関わる協議事項については意見反映の度合いが相対的に低く、それに比して学校—家庭・地域の連携について意見を反映させる委員が多かった。学校運営協議会では学校支援や家庭教育支援のあり方が活発に議論され、委員自身が学校—家庭・地域を結節する役割を引き受けている様子が見て取れた。

成果については、地域住民が学校のことを学習する機会が増加し、地域と学校の関係が良好になること、それを通して児童生徒の学習の充実を含め、学校がより活性化したと捉えられている。また、保護者が学校のことを学習する機会が増え、保護者と学校との関係の改善と地域社会づくりに寄与していると捉えられていた。そして、それを通して、自らを学校の一員と感じたり、誇りや喜びを感じたりしているようである。

上記を踏まえて、含意を述べるとすれば以下のとおりである。まず学校運営改革の観点から学校運営協議会の機能を捉えれば、学校運営協議会の現状はどちらかと言えば消極的に捉えうる。関わる主体の属性的隔たりという点では、英国の学校理事会において理論的に提起されてきた課題、すなわち特定の社会的属性への委員の偏りが確認された。また、法に規定された権限のなかには空洞化が懸念されるものも見られる。

一方、生涯学習の観点から考えれば積極的に捉えうる面が多い。学校に関わりのある主体が委員として再結集され、学校運営協議会が地域住民・保護者・教職員の結節点となっている。それによって、地域住民・保護者・教職員相互のネットワークが形成・強化されている。その中で、地域住民や保護者が学校のことを学習する機会が増加し彼／女らが学校運営に関する専門性を高めている可能性があるとともに、地域住民・保護者と学校との関係が改善されている。これらを通じて、児童の学習が充実していると同時に、それが地域社会に還元される側面もある。

ただし、このような好意的な側面はあるにせよ、それは両義的でもある。それは、関わる主体の属性的偏りが、相互の理解が深まることによって形成される教職員・保護者・地域住民のネットワークを閉鎖的なものにする可能性があるという課題にもつながるからである。先述のとおり、委員には学校教育に何らかの関わりを持っていた層が多く、高学歴・高所得層が多いという同質性を有していた。

彼／女は学校に対して一定の知識を有し、参加の制約が少ないという社会的属性上の特徴をそもそも持つ層である⁽¹⁶⁾とともに、上述のような学習の結果として向学校的かつ同質的な意識傾向を帯びる可能性がある。その意識傾向は、素人における専門性の高まりとし、専門性と民衆統制の調和の発現と見ることができる可能性もないではないが、同時に彼／女らの向学校性は権限の空洞化とおそらくは分かちがたく結びついているだろうし、そればかりでなく、同質性の高い委員が集まることは学校運営協議会の活動に学校側の利害や発想によった偏りを生じさせる可能性もある。こうした点については即断はもちろんできないため、議論の質や活動の実態と帰結をケーススタディ等によって把握する必要があるだろう。

最後に本稿の限界を述べておきたい。本稿では、属性と意識・行動について単純集計結果を示してきた。しかしながら、属性ごとに意識・行動の諸特性は異なっている可能性があり、この点について本稿は検証していない。また、学校によって属性・意識・行動の傾向が違う可能性があるとともに、その構成や、地域性、学校規模に応じた学校単位の傾向性の違いがあるのかどうかを検討する必要があるだろう。属性や、学校単位での比較分析をすることで、学校運営協議会の全体像を明らかにすることも求められている。これらの検証は別稿に期したい。(仲田・大林・武井)

- (1) 本稿執筆時点では629校に設置されている。文部科学省「コミュニティ・スクールの指定状況について：全国31都府県629校に広がる」http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/community/003/1295254.htm 2011/1/14アクセス。
- (2) 大桃敏行・背戸博史[編著]『生涯学習』東洋館出版社、2010。
- (3) 中央教育審議会答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」、2008年2月。
- (4) 「学校運営の改善の在り方等に関する調査研究協力者会議」(第4回)資料、http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/078/shiryo/1299883.htm 2011/1/14アクセス。「教員や親ではない利害関係の無い第三者」と子どもたちが構築する関係のことを指すとされる。
- (5) 文部科学省『コミュニティ・スクール事例集』、2008。
- (6) 大桃敏行「学校参加」篠原清昭[編著]『スクールマネジメント』ミネルヴァ書房、2006、227-242頁。
- (7) たとえば、Jefferies, G. & Streatfield, D. *The Reconstitution of School Governing Bodies*. National Foundation for Educational Research. 1989.; Keys, W. & Fernandes, C. *A Survey of School Governing bodies: A Report for the DES*. National Foundation for Educational Research. 1990; Deem, R *et al. Active Citizenship and the Governing of Schools*. Open University Press. 1995。なお、ジェンダーの問題については、別稿に譲るものとする。
- (8) 橋本洋治・岩永定ら「学校運営協議会の導入による学校経営改善の可能性に関する研究」日本教育経営学会第48回大会自由研究発表資料、2008。佐藤晴雄[編著]『コミュニティ・スクールの研究』風間書房、2010。
- (9) なお、「その他」には学識経験者が多く含まれていた。
- (10) なお、参考として全国的な学歴の実態に付言する。日本版総合社会調査の報告書によると、前期中等は14.0%、後期中等は47.8%、短期高等は14.2%、四年制大学以上24.0%となっている。なお、旧制学校は、1946年に国民学校卒(当時学齢14歳)の人までに適用されるので、2009年度において76歳以上の人は旧制扱いとなるが、今回の回答者のうち70-80歳代は少ないため無理な比較ではないと考えられる。また、仮に回答者の一部が旧制での学歴を記載したとしても、サンプルの学歴が過少に見積もられるだけで、それでもなお学校運営協議会委員の学歴が高いことは、高学歴層が集まっているという結果を覆すものではない。大阪商業大学比較地域研究所・東京大

学社会科学研究所『日本版 General Social Surveys 基礎集計表・コードブック JGSS-2006』2008。

- (11) 学歴と同様に同時期の全国平均を平成20年国民生活基礎調査（厚生労働省）の結果をもとに付言すると、200万円未満15.9%、200万円以上400万円未満25.6%、400万円以上600万円未満19.2%、600万円以上800万円未満14.0%、800万円以上1000万円未満10.6%、1000万円以上1500万円未満10.7%、1500万円以上2000万円未満2.4%、2000万円以上1.6%であった。なお、以上は学校運営協議会委員のほとんどが40代～70代であることに鑑み、比較対象の全国平均も世帯主年齢が40代～70代の世帯に限った数値である。平成20年国民生活基礎調査（厚生労働省）http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL08020103.do?_csvDownload_&fileId=000003236449&releaseCount=1 2011/1/14アクセス。
- (12) 日高和美「学校参画制度の現状と課題」『教育制度学研究』(14)、2007、205-206頁。なお、括弧内は原著。
- (13) 項目順は、「当てはまる」と「やや当てはまる」と回答した割合が高い順に並べたものであり、実際の調査票とは異なる。図5～8についても同様。
- (14) なお「ボランティア活動（行事運営支援）」、「ボランティア活動（授業支援）」、「ボランティア活動（教職員の事務の補助）」については、管理職や教員の委員が携わることを想定しない設問であった。これら3項目は管理職や教員の委員を分析から除外している。
- (15) 職務満足と組織コミットメントの各項目は、日本労働研究機構が示した全般的職務満足感、組織コミットメント尺度を、委員に適用できるよう大林が修正を加えたものである。同論文によると、「職務満足感は、従業員が仕事状況に対して抱く評価的感情で、仕事成果に随伴する報酬が期待を上回った結果生じる快適な情緒状態」とされ、組織コミットメントとは「所属組織への帰属意識の強さ」とされている。日本労働研究機構『雇用管理業務支援のための尺度・チェックリスト：HRMチェックリスト（調査研究報告書124）』1999。
- (16) Lareau, A. Home Advantage: Social Class and Parental Intervention in Elementary Education (2nd edition), Rowman & Littlefield Publishers, 2000.